【指定基準編】介護サービス事業者自己点検表

短 期 入 所 生 活 介 護（従来型・ユニット型）

及び

介護予防短期入所生活介護（従来型・ユニット型）

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 種別 | □ユニット型 □従来型 |
| □空床 　　　□併設 　　　□単独 |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 |  |
| 　電話番号 |  |
| 　メールアドレス |  |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （実地指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日中の勤務時間 | 時　～　　　　　　　時 | 夜間及び深夜の勤務時間 | 時　　～　　　　　　時 |
| ユニット数 |  | 1ユニットあたりの定員 | 人 | 前年度平均利用者数　※ | ユニット①　　人　ユニット②　　　人　 |
| 前年度利用状況(月別) | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |  |
| ユニット延数① |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ユニット延数② |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 開所日数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※前年度の平均利用者数＝前年度の利用者延数÷前年度の開所日数

【参考】延人員は利用回数も人数として換算（例えば、1ヶ月の間に１人の利用者が2回利用すれば2人と算出）する数

**介護サービス事業者自己点検表の作成について**

１　趣　　旨

　　　この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

 （事業所への実地指導が行われるときは、指導日が属する月の２月前時点の状況で点検していただき、市へ提出をお願いします。）

２　実施方法

① 　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、指導日が属する月の2月前時点の状況で点検していただき、市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

② 　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。（「はい」又は「いいえ」のどちらかを消去する方法でも構いません。）なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③ 　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④ 　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤ 　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑥ 　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑦ この自己点検表は指定短期入所生活介護の運営基準等を基調に作成されていますが、事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防短期入所生活介護についても指定短期入所生活介護の運営基準等に準じて（短期入所生活介護を介護予防短期入所生活介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。また、共生型短期入所生活介護の指定を併せて受けている場合も同様に自己点検してください。

なお、網掛け部分については指定介護予防短期入所生活介護事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防短期入所生活介護事業又は共生型短期入所生活介護の指定を受けている事業所のみ自己点検してください。（指定介護予防短期入所生活介護又は共生型短期入所生活介護の利用者がいない場合でも自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には、上の②に従って記入してください。）

３　根拠法令等

　　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（令和２年松本市条例第７８号） |
| 予防条例 | 松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（令和２年松本市条例第７６号　） |
| 法 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 施行令 | 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 平１１厚令３７ | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号） |
| 平１１老企２５ | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平１２厚告１９ | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 平１２老企３６ | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平１２老企４０ | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月８日老企第４０号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平２７厚労告９３ | 厚生労働大臣が定める１単位の単価（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９３号） |
| 平２７厚労告９４ | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号） |
| 平２４厚労告１２０ | 厚生労働大臣が定める地域（平成２４年３月１３日厚生労働省告示第１２０号） |
| 平２７厚労告９５ | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平２７厚労告９６ | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号） |
| 平１２厚告２７ | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成１２年２月１０日厚生省告示第２７号） |
| 平１８厚労令３５ | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号） |
| 平１８厚労告１２７ | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号） |
| 平１８-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平２７厚労告９２ | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９２号） |
| 高齢者虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号） |

４　問合せ・提出先

|  |
| --- |
| **松本市 健康福祉部 福祉政策課****〒390-8620　松本市丸の内３番７号****松本市役所　東庁舎２F****TEL：0263(34)3287　FAX：0263(34)3204****e-mail：fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp** |

介護サービス事業者自己点検表　目次

| 項目 | 内容 | 担当者確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 第２ | 基本方針（ユニット型の場合は★は点検不要） |  |
| 2 | ★短期入所生活介護の基本方針 |  |
| 3 | ★介護予防短期入所生活介護の基本方針 |  |
| 第３ | 人員に関する基準 |  |
| 4 | 従業者の員数 |  |
| 5 | 併設事業所の場合の従業者の員数 |  |
| 6 | 管理者 |  |
| 7 | 介護予防短期入所生活介護事業の人員基準 |  |
| 8 | 共生型短期入所生活介護の事業の人員基準 |  |
| 第４ | 設備に関する基準（ユニット型の場合は★は点検不要） |  |
| 9 | 利用定員等 |  |
| 10 | ★防災関係 |  |
| 11 | ★設備・備品等 |  |
| 12 | ★設備基準 |  |
| 13 | ★その他の構造設備の基準 |  |
| 14 | 介護予防短期入所生活介護事業の設備基準 |  |
| 15 | 共生型短期入所生活介護の事業の設備基準 |  |
| 第５ | 運営に関する基準（ユニット型の場合は★は点検不要） |  |
| 16 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 17 | 短期入所生活介護の開始及び終了 |  |
| 18 | 提供拒否の禁止 |  |
| 19 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 20 | 受給資格等の確認 |  |
| 21 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 22 | 心身の状況等の把握 |  |
| 23 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 |  |
| 24 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 |  |
| 25 | サービスの提供の記録 |  |
| 26 | ★利用料等の受領 |  |
| 26-2 | 滞在費及び食費 |  |
| 27 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 28 | ★短期入所生活介護の取扱方針 |  |
| 29 | 短期入所生活介護計画の作成 |  |
| 30 | ★介護 |  |
| 31 | 介護職員等による喀痰吸引等について |  |
| 32 | ★食事 |  |
| 33 | 機能訓練 |  |
| 34 | 健康管理 |  |
| 35 | 相談及び援助 |  |
| 36 | ★その他のサービスの提供 |  |
| 37 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 38 | 緊急時の対応 |  |
| 39 | 管理者の責務 |  |
| 40 | ★運営規程 |  |
| 41 | ★勤務体制の確保等 |  |
| 42 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 43 | ★定員の遵守 |  |
| 44 | 地域等との連携 |  |
| 45 | 非常災害対策 |  |
| 46 | 衛生管理等 |  |
| 47 | 掲示 |  |
| 48 | 秘密保持等 |  |
| 49 | 広告 |  |
| 50 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 51 | 苦情処理 |  |
| 52 | 地域との連携 |  |
| 53 | 事故発生時の対応 |  |
| 54 | 虐待の防止 |  |
| 55 | 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 |  |
| 56 | 会計の区分 |  |
| 57 | 記録の整備 |  |
| 58 | 共生型短期入所生活介護の基準 |  |
| 59 | 電磁的記録等 |  |
| 第６ | 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| 60 | 介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 |  |
| 61 | 介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針 |  |
| 62 | 介護 |  |
| 63 | 食事 |  |
| 64 | 機能訓練 |  |
| 65 | 健康管理 |  |
| 66 | 相談及び援助 |  |
| 67 | その他のサービスの提供 |  |
| 第７ | ユニット型短期入所生活介護の基本方針並びに設備・運営に関する基準 |  |
| 68 | ユニット型短期入所生活介護の基本方針 |  |
| 69 | 防災関係 |  |
| 70 | 設備及び備品等 |  |
| 71 | 設備基準 |  |
| 72 | その他の構造設備の基準 |  |
| 73 | ユニット型介護予防短期入所生活介護の設備基準 |  |
| 74 | 利用料等の受領 |  |
| 75 | 短期入所生活介護の取扱方針 |  |
| 76 | 介護 |  |
| 77 | 食事 |  |
| 78 | その他のサービスの提供 |  |
| 79 | 運営規程 |  |
| 80 | 勤務体制の確保 |  |
| 81 | 定員の遵守 |  |
| 第８ | その他 |  |
| 82 | 介護サービス情報の公表 |  |
| 83 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 |  |

| 項　目 | 自　己　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 | 確認書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 |  |
| 1 　一般原則 | ①　利用者の意思及び人格をを尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項平11厚令37第3条第1項 |  |
| ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第２項平11厚令37第3条第2項 |  |
| 第２　基本方針 |  |
| ※　**ユニット型**短期入所生活介護事業の場合、★印の項目は点検不要です。「第７」のユニット型に係る基準の該当項目を点検してください。 |  |
| 2★短期入所生活介護の基本方針 | 事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第134条平11厚令37第120条 | ・定款、寄付行為等・運営規程・パンフレット等 |
| 〔短期入所生活介護の基本方針〕指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 |
| 3★介護予防短期入所生活介護の基本方針 | 〔介護予防短期入所生活介護の基本方針〕指定介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 |  | 予防条例第93条平18厚労令35第128条 |
| 第３　人員に関する基準 |  |
| 用語の定義 |

|  |
| --- |
| ※　「常勤」当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、「母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定短期入所生活介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定短期入所生活介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。　なお、併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 |

 | 平11老企25第2の2(3) |  |
|

|  |
| --- |
| また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※「同時並行的に行われることが差し支えない」業務とは、原則として直接処遇の職種には適用されません。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※「専ら従事する・専ら提供に当たる」原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |

 | 平11老企25第2の2(4) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「常勤換算方法」当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が指定短期入所生活介護と指定訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が指定短期入所生活介護の介護職員と指定訪問介護の訪問介護員を兼務する場合、指定端ｋ入所生活介護の介護職員の勤務延時間数には、指定短期入所生活介護の介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第１項、同条第３項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。 |

 | 平11老企25第２の2の⑴ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「勤務延時間数」勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者１人につき勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。 |

 | 平11老企25第2の2(2) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合、看護体制加算（Ⅱ）及び（Ⅳ（併設短期入所生活介護））の加算要件としての常勤換算には、当該看護職員が機能訓練指導員として従事した時間は含むことができません（看護業務と機能訓練指導員業務の従事時間を区分する必要があります）。また、看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅲ（併設短期入所生活介護）)の加算要件としての常勤看護師については、看護職員以外の業務に従事する看護師によって算定することは望ましくありません。 |

 | Ｈ21.3.23平成21年改定関係Q＆Ａvol.1問83 |  |
| 4　従業者の員数(1) 医師 | 　医師を１人以上配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第135条第1項第1号平11厚令37第121条第1項第一号 | ・運営規程・勤務表・出勤簿・資格証の写し |
| (2)生活相談員 | ①　生活相談員は、常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第135第1項第2号平11厚令37第121条第1項第2号 | ・勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・入所者数がわかる書類・出勤簿・養成機関修了証等・職員履歴書 |
| ②　生活相談員のうち１人は、常勤となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第135第5項平11厚令37第121条第5項 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用定員が２０人未満である併設事業所の場合は、常勤で配置しないことができます。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　ユニット型短期入所生活介護事業所と短期入所生活介護事業所（ユニット型短期入所生活介護事業所を除く）が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とします。 |

 | 平11老企25第3の八の1の(1)の③ |
|

|  |
| --- |
| ※　生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。ア　「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件　　①　社会福祉主事任用資格　　②　社会福祉士　　③　精神保健福祉士イ　「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件（松本市独自要件）　　①　介護支援専門員（ただし、介護支援専門員証が有効期間内である場合に限る）②　介護福祉士 |

 | 平11老企25第3の八の1の⑵ |
| (3) 介護職員又は看護職員 | ①　介護職員又は看護職員は、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第135条第1項第3号平11厚令37第121条第1項第3号 | ・勤務表・出勤簿・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・資格証の写し |
| ②　介護職員及び看護職員のそれぞれうち１人は、常勤となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第135条第5項平11厚令37第121条第5項 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用定員が２０人未満である併設事業所の場合は、常勤で配置しないことができます。 |

 |
| ③ 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第135条第6項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいいます。①　病院等（病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、同項に規定する併設本体施設を含む。）をいう。②及び③において同じ。）の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。②　病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、指定短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。③　病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。 |

 | 平11 老企25第3の八の1の(3) |  |
| (4) 栄養士 |  栄養士は、１人以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第135条第1項第4号平11厚令37第121条第1項第4号 | ・勤務表・出勤簿・資格証の写し |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、利用定員が４０人を超えない短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができます。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員いう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合です。 |

 | 平11老企25第3の八の1の⑸ |
|

|  |
| --- |
| ※　栄養士が各利用者の年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制を整備し、各利用者の栄養状態にあった栄養管理を行ってください。 |

 | 平12老企40第2の1の(10) |
| (5)機能訓練指導員 | ①　機能訓練指導員は、１人以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第135条第1項第5号平11厚令37第121条第1項第5号 | ・勤務表・出勤簿・資格証の写し |
| ②　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としていますか。 | はい・いいえ | 条例第135条第7項平11厚令37第121条第7項 |
|

|  |
| --- |
| ※　機能訓練指導員は、当該短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができます。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とします。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の1の(4) |
| (6) 調理員その他の従業者 | 　調理員その他の従業者は、当該事業所の実情に応じた適当数となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第135条第1項第6号平11厚令37第121条第1項第6号 | ・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・職員名簿 |
| (7) 利用者の数 | 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。（新規に指定を受けた場合、増床した場合、減床した場合は、それぞれ定められた適正な方法により入所者数を算定していますか。） | はい・いいえ | 条例第135条第3項平11厚令37第121条第3項 | ・入所者数の算定記録 |
|

|  |
| --- |
| ※「前年度の平均値」（利用者の数）　　前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点第２位以下を切り上げます。 |

 | 平11老企25第2の2の(5)の① |
| 5併設事業所の場合の従業者の員数 | 特別養護老人ホーム等に併設される事業所であって当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものについては、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、項目4「従業者の員数」に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第135条第4項平11厚令37第121条第4項 | ・勤務表・出勤簿 |
|

|  |
| --- |
| ※　「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて短期入所生活介護を提供できる場合をいいます。 |

 | 平11老企25第3の八の1の(1)の② |
|

|  |
| --- |
| ※　医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障をきたさない場合は兼務させて差し支えありません。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされている従業者の数とします。（例えば、入所者５０人、利用者１０人の場合の介護・看護職員の必要数は（５０＋１０）÷３＝２０人となります。）また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとします。 |

 |  |
| 6管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第136条平11厚令37第122条 | ・勤務表・出勤簿 |
|

|  |
| --- |
| ※　管理者は常勤であり、かつ原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものです。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします。　①　当該短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられます。） |

 | 平11老企25第3の八の1の(6) |
| 7介護予防短期入所生活介護事業の人員基準 |

|  |
| --- |
| ※　介護予防短期入所生活介護事業者が短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防短期入所生活介護事業と短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、短期入所生活介護事業における人員等の基準を満たすことをもって、介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |

 | 予防条例第94条第8項平18厚労令35第129条第8項 |  |
| 8共生型短期入所生活介護事業の人員基準 | 　短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（共生型短期入所生活介護）の事業を行う指定短期入所事業者の人員基準については、下記の基準を満たしていますか。 | はい・いいえ | 条例第169条平11厚令37第140条の14 |  |
| ①　従業者　　指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者(要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上。 |  | 平11老企25第3の八の5の(1) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　この場合、昼間に生活介護を実施している障がい者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき必要数を配置することになっていますが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分５とみなして計算してください。 |

 |  |  |
| ②　管理者　　指定短期入所生活介護の場合の基準を満たしている。 |  |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務しても差し支えありません。 |

 |  |  |
| 第４　設備に関する基準 |  |
| ※　ユニット型短期入所生活介護事業の場合、★印の項目は点検不要です。「第７」のユニット型に係る基準の該当項目を点検してください。 |  |
| 9利用定員等 | ①　利用定員を２０人以上としていますか。 | はい・いいえ | 条例第137条平11厚令37第123条 | ・運営規定・入所者数がわかる書類・平面図 |
|

|  |
| --- |
| ※　併設事業所の場合にあっては、利用定員を２０人未満とすることができます。 |

 |  |
| ②　短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けていますか。 | はい・いいえ |  |
| 10★防災関係 | ①　建物は耐火建築物になっていますか。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を２階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は､準耐火建築物とすることができます。 (例外規定あり。) | はい・いいえ | 条例第138条第1項平11厚令37第124条第1項 | ・建築確認書 |
| ②　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法その他の法令等に規定された設備）を設けていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の八の2の(1) |
| 11★設備・備品等 | 事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。◎下記の該当する形態の番号に○をつけてください。（施設形態）1 単独等で専用2 同一施設利用3 併設型に該当一　居室（併設短期の居室は兼ねられません。（＊）二　食堂三　機能訓練室四　浴室五　便所六　洗面設備七　医務室八　静養室九　面談室十　介護職員室十一　看護職員室十二　調理室十三　洗濯室又は洗濯場十四　汚物処理室十五　介護材料室  | はい・いいえ | 条例第138条第3項平11厚令37第124条第3項 | ・平面図・運営規程・指定申請・変更届写 |
|

|  |
| --- |
| ※　同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職　員室を除き、これらの設備を設けないことができます。 |

 | 平11老企25第3の八の2の(4) |
|

|  |
| --- |
| ※　併設事業所の場合にあっては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、本体施設の上記設備（居室を除く＊）を短期入所生活介護事業の用に供することができるものとします。（＊居室については「居室を除く」とされており共用が認められないため、併設短期入所の専用居室を届出どおり確保し使用する必要があります。） |

 | 条例第138条第4項平11厚令37第124条第4項 |
| 12★設備基準⑴ 居室 | ①　１つの居室の定員は、４人以下となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第138条第6項平11厚令37第124条第6項第1号 | ・平面図・運営規程・指定申請・変更届写 |
| ②　利用者１人当たりの床面積は、１０．６５平方メートル以上となっていますか。 | はい・いいえ |
| ③　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑵ 食堂及び機能訓練室 | 　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。  | はい・いいえ | 条例第138条第6項第2号(ア)平11厚令37第124条第6項第2号イ |
|

|  |
| --- |
| ※　食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 |

 | 条例第138条第6項第2号(イ)平11厚令37第124条第6項第2号ロ |
|

|  |
| --- |
| ※　（経過措置）　平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記(1)①②並びに(2)の規定は適用されません。 |

 | 平11厚令37附則第3条平11老企25第3の八の2の(12) |
| ⑶　浴室 | 　浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第138条第6項第3号平11厚令37第124条第6項第3号 |
| ⑷　便所 | 　便所は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第138条第6項第4号平11厚令37第124条第6項第4号 |
| ⑸洗面設備 | 　洗面設備は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第138条第6項第5号平11厚令37第124条第6項第5号平11老企25第3の八の2の(5) |
|

|  |
| --- |
| ※　便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮してください。 |

 |
| 13★その他の構造設備の基準 | ①　廊下の幅は、１.８メートル以上、中廊下の幅は２.７メートル以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第138条第7項第1号平11厚令37第124条第７項第1号 | ・運営規程・重要事項説明書・利用申込書・同意に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。なお「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。 |

 | 平11老企25第3の八の2の(6) |
| ②　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第138条第7項第2号平11厚令37第124条第7項第2号 |
| ③　階段の傾斜を緩やかにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第138条第7項第3号平11厚令37第124条第7項第3号 |
| ④　居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。 | はい・いいえ | 条例第138条第7項第5号平11厚令37第124条第7項第5号 |
|

|  |
| --- |
| ※　傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げたものにする必要があります。 |

 | 平11老企25第3の八の2の(7) |
|

|  |
| --- |
| ※　調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けてください。 |

 | 平11老企25第3の八の2の(8) |
|

|  |
| --- |
| ※　汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有す必要があります。 |

 | 平11老企25第3の八の2の(9) |
|

|  |
| --- |
| ※　焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔ててください。 |

 | 平11老企25第3の八の2の(10) |
| （経過措置）平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記13①から⑤までの規定は適用しません。 |  | 平11厚令37附則第3条平11老企25第3の八の2の(12) |
| 14介護予防短期入所生活介護事業の設備基準　 |

|  |
| --- |
| ※　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防短期入所生活介護事業と短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所生活介護事業所における利用定員、設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所生活介護事業所における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |

 | 予防条例第97条第8項平18厚労令35第132条第8項 |
| 15共生型短期入所生活介護の事業の設備基準 | 　短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（共生型短期入所生活介護）の事業を行う指定短期入所事業者の設備に関する基準については、下記の基準を満たしていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第169条平11厚令37第140条の14 |
| ①　居室　　指定短期入所事業所の居室の面積が、当該指定短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上。 |  | 平11老企25第3の八の5の(2) |
| ②　その他の設備　　指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしてること。 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　当該施設については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要です。 |

 |  |
| 第５　運営に関する基準 |  |
| ※　★印の項目は、従来型のみに適用される基準のため、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合は点検不要です。 |  |
| 16内容及び手続きの説明及び同意 | ①　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第139条第1項平11厚令37第125条 | ・運営規程・説明文書・入所申込書・同意に関する記録・重要事項説明書・契約書 |
|

|  |
| --- |
| ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項　ア　運営規程の概要　イ　従業者の勤務の体制　ウ　事故発生時の対応　エ　苦情処理の体制　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　　等 |

 | 平11老企25第3の八の3の(1) |
|

|  |
| --- |
| ※　同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(1) |
|

|  |
| --- |
| ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |

 |  |  |
| ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなします。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。(1)　②に規定する方法のうち事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　上記承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りではありません。 |

 |  |  |
| 17短期入所生活介護の開始及び終了 | ①　利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第140条第1項平11厚令37第126条第1項 | ・利用申込受付簿・サービス提供依頼書 |
| ②　居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第140条第2項平11厚令37第126条第2項 |
| 18提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いない・いる | 条例第155条準用（第9条）平11厚令37第140条準用(第9条)準用(平11老企25第3の一の3の(4)) | ・利用申込受付簿・要介護度の分布がわかる資料 |
|

|  |
| --- |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、現員からは利用申し込みに応じきれない場合、通常の事業の実施地域外である場合、その他自ら適切なサービスを提供することが困難な場合です。 |

 |
| 19サービス提供困難時の対応 | 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第10条）平11厚令37第140条準用(第10条） | ・サービス提供依頼書 |
| 20受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第11条第1項）平11厚令37第140条準用(第11条第1項） | ・サービス提供票・利用者に関する記録 |
| ②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第11条第2項）平11厚令37第140条準用(第11条第2項） |
| 21要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第12条第1項）平11厚令37第140条準用(第12条第1項） | ・サービス提供票・利用者に関する記録 |
| ②　居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第155条準用（第12条第2項）平11厚令37第140条準用(第12条第2項） |
| 22心身の状況等の把握 | サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第13条）平11厚令37第140条準用(第13条） | ・利用者に関する記録(・居宅支援経過)(・ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の要点) |
| 23法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 　利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第155条準用（第15条）平11厚令37第140条準用(第15条） | ・利用者の届出書・居宅サービス計画書(1)(2) |
| 24居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第16条）平11厚令37第140条準用(第16条） | ・居宅サービス計画書(1)(2)・週間サービス計画表・短期入所生活介護計画書・サービス提供票・利用者に関する記録 |
| 25サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスの提供日、サービスの内容、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第19条第1項）平11厚令37第140条準用(第19条第1項） | ・サービス提供票、別表・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画・業務日誌 |
| ②　サービスを提供した際には提供した具体的なサービス内等を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第19条第2項）平11厚令37第140条準用(第19条第2項） |
|

|  |
| --- |
| ※　提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです。　　　ア　サービスの提供日イ　具体的なサービスの内容ウ　利用者の心身の状況エ　その他必要な事項※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、２年間保存しなければなりません。 |

 | 条例第42条第2項平11厚令37第39条第2項 |
| 26★利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第141条第1項平11厚令37第127条第1項平11老企25第3の八の３の(3)参照（第3の一の３の(11)① | ・サービス提供票、別表・領収証控・運営規程（利用料その 他の費用の確認）・説明文書・同意に関する文書 |
| ②　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第141条第2項平11厚令37第127条第2項 |
|

|  |
| --- |
| ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定短期入所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。ア　利用者に、当該事業が指定短期入所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護　保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定短期入所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。ウ　会計が指定短期入所介護の事業の会計と区分されていること。 |

 | 平11老企25第3の八の３の(3)参照（第3の一の3の(11)の②） |
| ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 | いない・いる | 条例第141条第3項平11厚令37第127条第3項 |
| ア　食事の提供に要する費用イ　滞在に要する費用ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用オ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合（送迎加算を算定する場合）を除く。）カ　理美容代キ　上記ア～カに掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの |  | 平11老企25第3の八の3の(3)の② |
|

|  |
| --- |
| ※　上記キの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱ってください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(3)の②平12老企54 |
| ④　上記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第141条第5項平11厚令37第127条第5項 |
|

|  |
| --- |
| ※　上記③ア～エに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとします。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(3)の③ |
| ⑤　短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）の定めにより、領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法第41条第8項 |
| ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | はい・いいえ | 施行規則第65条 |
|

|  |
| --- |
| ※　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。〔参考〕「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 |

 |  |
| 26-2滞在費及び食費 | ①　滞在及び食事の提供に係る契約の締結に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該契約内容について文書により事前に説明を行い、利用者から文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針１のイ１のロ |  |
| ②　滞在及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行っていますか。また、施設内の見やすい場所やウェブサイトへの掲示を行っていますか。　 | はい・いいえ | １のハ |  |
| ③　居住に係る利用料は、室料及び光熱水費に相当する額を基本としていますか。 | はい・いいえ | ２のイの(1)の(ⅰ)及び(ⅱ) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　滞在費に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。 ア　利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み公的助成の有無についても勘案すること。） イ　近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用 |

 | ２のイの(2)の(ⅰ)及び(ⅱ) |  |
| ④　食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としていますか。 | はい・いいえ | ２のロ |  |
| ⑤　利用者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、上記の滞在費及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領していますか。 | はい・いいえ | ３ |  |
| 27保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第155条準用（第21条）平11厚令37第140条準用(第21条） | ・サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可） |
| 28★短期入所生活介護の取扱方針 | ①　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第142条第1項平11厚令37第128条第1項 | ・利用者に関する記録・処遇に関する日誌・短期入所生活介護計画書・行事・日課予定表・身体拘束に関する記録 |
| ②　相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第142条第2項平11厚令37第128条第2項 |
| ③　上記②「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、４日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練の援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の八の3の(4)の① |
| ④　短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第142条第3項平11厚令37第128条第3項 |
|

|  |
| --- |
| ※　サービス提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含みます。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(4)の② |
| （身体的拘束の禁止等） | ⑤　短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。 | いない・いる | 条例第142条第4項平11厚令37第128条第4項 |
|

|  |
| --- |
| ※　身体的拘束等禁止の対象となる具体的行為（あくまでも一例です。）ア　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。カ　車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。コ　行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。サ　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |

 | 平13老発155(身体拘束ゼロへの手引き) |
| ⑥　緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第142条第5項平11厚令37第128条第5項 |
|

|  |
| --- |
| ※　当該記録は、５年間保存しなければなりません。 |

 | 条例第154条第2項平11厚令37第154条第2項【独自基準（市）】 |
| ⑦　緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。  | はい・いいえ該当なし | 平13老発155の6 |
| ⑧　「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により利用者や家族にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 平13老発155の2､3 |
| ⑨　上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。

|  |
| --- |
| 上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。①　拘束の三要件（切迫性、非代替性、一時性）の全てが満たされているか。②　拘束期間の「解除予定日」が定められているか。③　説明書(基準に定められた身体拘束の記録)は拘束開始日より前に作成されているか。 |

 | はい・いいえ |  |
| ⑩　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第142条第6項第1号平11厚令37第128条第6項第1号 |
|

|  |
| --- |
| 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(4)の④ |
|

|  |
| --- |
| 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |

 |
|

|  |
| --- |
| 指定短期入所生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。　　具体的には、次のようなことを想定している。イ　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。ロ　介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。ハ　身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。ニ　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。ホ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。へ　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 |

 |
| ⑪　身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第142条第6項第2号平11厚令37第128条第6項第2号 |
|

|  |
| --- |
| ⑤　指定短期入所生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。イ　事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方ロ　身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ハ　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針ニ　事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針ホ　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針へ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針ト　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |

 | 平11老企25第3の八の3の(4)の⑤ |
| ⑫　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第142条第6項第3号平11厚令37第128条第6項第3号 |
|

|  |
| --- |
| 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定短期入所生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものです。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定短期入所生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(4)の⑥ |
| ⑬　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第142条第7項平11厚令37第128条第6項 |
| 29短期入所生活介護計画の作成 | ①　管理者は、相当期間（概ね4日）以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第143条第1項平11厚令37第129条第1項 | ・短期入所生活介護計画書・居宅サービス計画書 |
|

|  |
| --- |
| ※　短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(5)の① |
| ②　短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第143条第2項平11厚令37第129条第2項 |
|

|  |
| --- |
| ※　なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(5)の② |
| ③　管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第143条第3項平11厚令37第129条第3項 |
| ④　管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第143条第4項平11厚令37第129条第4項 |
|

|  |
| --- |
| ※　交付した短期入所生活介護計画は、２年間保存しなければなりません。 |

 | 条例第154条第2項平11厚令37第39条第2項 |
| ⑤　居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の八の3の(5)の⑤ |
| 30★介護 | ①　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第144条第1項平11厚令37第130条第1項 | ・短期入所生活介護計画書・利用者台帳・入浴に関する記録・利用者に関する記録・勤務体制表・勤務に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービス提供し、又は必要な支援を行ってください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(6)の① |
| ②　１週間に２回以上、適切な方法により、利用者に入浴または清拭を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第144条第2項平11厚令37第130条第2項 |
|

|  |
| --- |
| ※　入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施してください。なお、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3(6)の② |
| ③　介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次のような事項を実施していますか。 | はい・いいえ |  |
| ア　利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間が無いようにしている。 |  |  |
| イ　事故などが発生した場合に備え、複数の職員が配置され、事故対応中にも、他の入浴者への見守りについて連携する体制を確保している。 |  |  |
| ウ　施設ごとの処遇方法を職員に理解させるためにマニュアルを整備し、定期的に職員に周知している。 |  |  |
| エ　機械浴の操作方法について、担当職員がその操作方法を十分に理解しているか確認している。 |  |  |
| オ　新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施している。 |  |  |
| 【入浴中の事故の例】ア　職員が１人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入所者が頭から転落した。イ　職員３人で利用者４人を入浴介助中、利用者１人が怪我をしたため、職員２人が浴室を離れた。その間、職員１人で利用者３人を介助・見守りしていた。職員が利用者１人の体を洗っているとき、浴槽内の利用者が溺れた。ウ　職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽内の水位が上がり、利用者が溺れた。エ　職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、利用者が座位を保てないこと、リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあることを知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。 |  |  |
| ④　利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第144条第3項平11厚令37第130条第3項 |
| ⑤　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | はい・いいえ | 条例第144条第4項平11厚令37第130条第4項 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(6)の④ |
|

|  |
| --- |
| ※　おむつ交換等の排せつ介助は、入所者の状況に応じて下記ア～キのとおり行ってください。ア　おむつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する随時交換を基本とし、認知症その他の障がいで意思伝達が不可能な場合の定時交換は、十分な頻度で行うこと。イ　不安感や羞恥心への配慮をすること。ウ　感染対策に留意すること。エ　夜間の排せつ介助及びおむつ交換についても、十分配慮すること。オ　衝立、カーテン等を活用して、プライバシーに配慮すること。カ　汚物を入れる容器等は見苦しくないようにすること。キ　汚物は速やかに処理すること。 |

 |
| ⑥　前記①から⑤に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第144条第5項平11厚令37第130条第5項 |
|

|  |
| --- |
| ※　短期入所生活介護サービスは、短期間の入所ですが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、１日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(6)の⑤ |
| ⑦　常時１人以上の介護職員を介護に従事させていますか。 | はい・いいえ | 条例第144条第6項平11厚令37第130条第6項 |
|

|  |
| --- |
| ※　夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておいてください。なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組んでください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(6)の⑥ |
| ⑧　利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | いない・いる | 条例第144条第7項平11厚令37第130条第7項 |
| ⑨　誤薬事故を防止するため、次のような事項を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
| ア 医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこと。 |
| イ 医務室等の保管場所について、職員の不在時は常時施錠するなど、入所者等が立ち入り、医薬品等による事故が発生することなどを未然に防ぐための措置を講じること。 |
| ウ 誤薬事故を防止するためのマニュアル等を作成すること。また、投薬介助に係る全ての職員に内容を周知すること。 |
| エ 投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行うこと。 |
| 31喀痰吸引等について | ①　介護従事者が痰の吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | はい・いいえ該当なし | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び第48条の3同法施行規則第26条の2及び第26条の3平成23年11月11日社援発1111第1号　厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係） |  |
| ②　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はい・いいえ該当なし |  |
| ③　介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。　　また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。　　□　医師の指示書が保管されている。　　□　指示書は有効期限内のものとなっている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | はい・いいえ該当なし |  |
| ④　喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |
| ➄　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |  |
| 　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |  |
| ⑥　実施した結果について、結果報告書の作成、医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |  |
| ⑦　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ該当なし |  |  |
| ⑧　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。　 | はい・いいえ該当なし |  |  |
| 32★食事 | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第145条第1項平11厚令37第131条第1項 | ・献立表・嗜好に関する調査・残食(菜)の記録・業者委託の場合契約書・検食に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄誉管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の状況や、食態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の① |
|

|  |
| --- |
| ※　食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の④ |
| ②　利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第145条第2項平11厚令37第131条第2項 |
|

|  |
| --- |
| ※　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしなければなりません。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の② |
|

|  |
| --- |
| ※　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くとも午後５時以降でなければなりません。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の③ |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとられていることが必要です。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の⑤ |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者に対して適切な栄養食事相談を行う必要があります。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の⑥ |
|

|  |
| --- |
| ※　食事内容について、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければなりません。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の⑦ |
| 33機能訓練 | 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第146条平11厚令37第132条 | ・訓練に関する計画・訓練に関する日誌 |
|

|  |
| --- |
| ※　機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければなりません。日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮してください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(8) |
| 34健康管理 | 　医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。 | はい・いいえ | 条例第147条平11厚令37第133条 | ・看護に関する日誌・利用者に関する記録 |
| 35相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第148条平11厚令37第134条 | ・運営規程・利用者に関する文書・相談簿等 |
| 36★その他のサービスの提供 | ①　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第149条第1項平11厚令37第135条第1項 | ・事業計画（報告）書・現場確認・設備台帳等・利用者に関する文書 |
|

|  |
| --- |
| ※　レクリエーション行事は、機能訓練の趣旨を踏まえて行ってください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(11) |
| ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第149条第2項平11厚令37第135条第2項 |
| 37利用者に関する市町村への通知 | サービスを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第155条準用（第26条）平11厚令37第140条準用(第26条） | ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| 38緊急時の対応 | ①　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第150条平11厚令37第136条 | ・運営規程・利用者に関する書類・契約書 |
|

|  |
| --- |
| ※　協力医療機関については次の点に留意してください。ア　緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましいです。イ　緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておく必要があります。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(12) |
| 39管理者の責務 | ①　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第58条）平11厚令37第140条準用(第52条） | ・組織図・運営規程・職務分担表・業務報告書、業務日誌等 |
| ②　管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ |
| 40★運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第151条平11厚令37第137条 | ・運営規程・指定申請、変更届写 |
| ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務の内容ウ　利用定員エ　短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額オ　通常の送迎の実施地域カ　サービス利用に当たっての留意事項キ　緊急時等における対応方法ク　非常災害対策ケ　個人情報の取扱いコ　虐待の防止のための措置に関する事項サ　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |

 | 準用（平11老企25第3の一の3の⒆の① |
|

|  |
| --- |
| ※　ウの「利用定員」は、短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(13)の① |
|

|  |
| --- |
| ※　共生型短期入所生活介護の利用定員　　指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。（指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となります。）　　例えば、併設事業所で利用定員20人の場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の5の(4) |
|

|  |
| --- |
| ※　エの「短期入所生活介護の内容」は、送迎の有無も含めたサービスの内容を指します。「利用料」は、法定代理受領サービスである短期入所生活介護に係る利用料（１割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない短期入所生活介護の利用料を、「その他の費用の額」は、条例第153条第3項（基準第127条第3項）の額（項目26③）及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　オの「通常の送迎の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　カの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指します。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　クの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指します。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| コの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容です（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。※ 令和6 月3 月31 日までは努力義務（令和6 年4 月1 日より義務化） |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　サの「その他運営に関する重要事項」は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 |

 |  |
| 41★勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はい・いいえ | 労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表 |
|

|  |
| --- |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。①労働契約の期間に関する事項②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦昇給の有無（※）、⑧退職手当の有無（※）⑨賞与の有無（※）、⑩相談窓口（※）※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。　　 |

 |  |
| ②　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第110条第1項）平11厚令37第140条準用(第101条第1項）平11老企25第3の八の3の(21)のイ準用（第3の六の３の⑸） | ・業務委託契約書・研修受講修了証明書・研修計画・出張命令・研修会資料 |
|

|  |
| --- |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成してください。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　介護職員の勤務形態については、短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭62･9･18社施第107号）」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取扱いに準じてその体制を確保してください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(21)のロ |
|

|  |
| --- |
| ※　夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置してください。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいです。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(21)のハ |
| ③　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供していますか。  | はい・いいえ | 条例第155条準用(第110条第2項）平11厚令37第140条準用(第101条第2項） |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。 |

 |
| ④　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用(第110条第3項）平11厚令37第140条準用(第101条第3項） |
|

|  |
| --- |
| また、その際、事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8 条第2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第３項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第５条において、3 年間の経過措置を設けており、令和6 年3 月31 日までの間は、努力義務とされています。事業者は、令和6 年3 月31 日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和6 年3 月31日までは努力義務で差し支えありません）。 |

 |  |  |
| ④　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用(第110条第4項）平11厚令37第140条準用(第101条第4項） |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。ａ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。ロ 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html）加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。 |

 | 平11 老企25 準用（第3 の一の3の(21)の④） |  |
| 42業務継続計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第31条の2第1項） |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |

 | 平11 老企25第3の八の3の(14)準用（第3 の六の3の(6)の①） |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。イ 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）ロ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携 |

 | 平11 老企25第3の八の3の(14)準用(第3 の六の3の(6)の②) |  |
| ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第155 条準用(第31 条の2第2 項) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 |

 | 平11 老企25第3の八の3の(14)準用(第3 の六の3の(6)の③) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |

 |  |  |
| ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用(第31 条の2第3 項) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |

 | 平11 老企25第3の八の3の(14)準用(第3 の六の3の(6)の④) |  |
| 43★定員の遵守 | ①　利用定員及び居室の定員を超えることとなる数以上の利用者に対して同時に短期入所生活介護を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでありません。） | はい・いいえ | 条例第152条第1項平11厚令37第138条第1項 | ・利用者名簿・運営規程 |
| ②　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合は、利用者数を超えて、静養室において短期入所生活介護を行うことができますが、その取扱いは次のとおり行っていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第152条第2項平11厚令37第138条第2項平11老企25第3の八の3の(15) |
| ア　当該利用者に対する短期入所生活介護の提供は７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日）を限度とする。イ　利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が４０人未満である場合は１人、利用定員が４０人以上である場合は２人までとする。（定員超過利用による減算の対象とはならない。） |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　共生型短期入所生活介護の利用定員(再掲）　　指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室ベッド数と同数としてください。（指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となります。）　　例えば、併設事業所で利用定員20人の場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の5の⑷ |
| 44地域等との連携 | 事業の運営に当たっては、地域に開かれた事業として行われるよう、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第153条平11厚令37第139条平11老企25第3の八の3の(17) | ・地域交流に関する記録 |
| 45非常災害対策 | ①　非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第112条第1項）平11厚令37第140条準用（第103条第1項） | ・消防計画・訓練記録・消防署の検査記録 |
|

|  |
| --- |
| ※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制をつくることです。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせてください。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防災管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹底してください。※ 浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください。（洪水ハザードマップが配布されている場合は参考にしてください）※ 「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険個所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行ってください。 |

 |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難訓練 | 前年度 | 今年度 |
| 実施年月日 | 実施年月日 |
| 地震 |  |  |
| 火災 |  |  |
| 風水害 |  |  |

 |  |
| ② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第112条第3項） |
|

|  |
| --- |
| ※②は、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 |

 | 平11 老企25第3の八の3の(7)の② |
| ③ 利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 備蓄物資１ 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（３日分）２ 飲料水（３日分）３ 常備薬（３日分）４ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（３日分）５ 照明器具６ 熱源７ 移送用具（担架、ストレッチャー等）８ 仮設トイレ等９ 発電機 |

 |  |  |
| 46衛生管理等 | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第113条第1項第2項）平11厚令37第140条準用(第104条） | ・受水槽の清掃記録等・定期消毒の記録等・衛生マニュアル・食中毒防止等の研修記録等・保健所の指導の記録・現場を確認 |
| ②　当該特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。 | はい・いいえ |
|

|  |
| --- |
| ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第４条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(8)準用(第3の六の3の(8)の①〜③) |
| (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6 月に1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 |  |
| イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |
| (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | はい・いいえ | 条例第155 条準用（第113 条第2 項第2 号） |
| ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  | 平11 老企25第3の八の3の(16) 準用（第3の六の3(8)②ロ） |
| (3) 事業所において通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第113 条第2 項第3 号） |
| ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 平11 老企25 第3の八の3の⒃準用（第3の六の3の(8)の②のハ） |
| 47掲示  | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第33条第1項）平11厚令37第140条準用(第32条） | ・掲示物 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項として、運営規程の概要（利用料金の額や通常の送迎の実施地域も含む）や、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等を、表を用いるなどして見やすく掲示することが重要です。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※ 事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げる点に留意する必要があります。イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。ロ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |

 | 平11老企25準用（第3の一の3の(24)) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものです。 |

 | 条例第155 条準用（第33 条第2 項）平11 老企 25準用(第3の一の3(24）②） |  |
| 48秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない・いる | 条例第155条準用（第34条第1項）平11厚令37第140条準用(第33条第1項） | ・就業時の取り決め等の記録・利用者（家族）の同意書・実際に使用された文書等（会議資料等） |
|

|  |
| --- |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定することや、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |

 |
| ②　当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第34条第2項）平11厚令37第140条準用(第33条第2項） |
|

|  |
| --- |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(25）準用(第3の一の3(25)②） |
| ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第34条第3項）平11厚令37第140条準用(第33条第3項） |
|

|  |
| --- |
| ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 |

 | 平11老企25第3の八の３(25)準用(第3の一の3(25)③） |
| ④　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) |
|

|  |
| --- |
| ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 |

 |
| 49広告 | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いない・いる | 条例第155条準用（第35条）平11厚令37第140条準用(第34条） | ・パンフレット等・ポスター等・広告・運営規程等 |
| 50居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例第155条準用（第37条）平11厚令37第140条準用(第35条） |  |
| 51苦情処理 | ①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第38条第1項）平11厚令37第140条準用(第36条第1項）平11老企25第3の八の３の(28)準用(第3の一の3(28)①） | ・運営規程・掲示物・苦情に関する記録・指導等に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※「必要な措置」ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。　　等 |

 |
| ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。　 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第38条第2項）平11厚令37第140条準用(第36条第2項）条例第43条第2項平11厚令37第39条第2項【独自基準（市）】 |
|

|  |
| --- |
| ※　当該記録は、５年間保存しなければなりません。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　入居者および家族からの苦情に対し、組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情（施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録してください。 |

 | 平11老企25第3の八の３の(28)準用(第3の一の3の(28)②） |
|

|  |
| --- |
| ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 |

 |
| ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第155条準用（第38条第3項）平11厚令37第140条準用(第36条第3項） |
| ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第155条準用（第38条第4項）平11厚令37第140条準用(第36条第4項） |
| ⑤　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第155条準用（第38条第5項）平11厚令37第140条準用(第36条第5項） |
| ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第155条準用（第38条第6項）平11厚令37第140条準用(第36条第6項） |
| 52地域との連携等 | 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第39条第1項）平11厚令37第139条 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます |

 | 平11老企25第3の八の３の(29)準用（第3の一の3の(29)） |
| 53事故発生時の対応 | ①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第40条第1項）平11厚令37第140条準用(第37条第1項） | ・事故対応マニュアル・事故記録 |
| ②　事故が発生した場合の対応方法は、あらかじめ定めてありますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の八の3の(30)用(第3の一の3(30)①) |
| ③　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第40条第2項） |
| ④　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第155条準用（第40条第3項） |
|

|  |
| --- |
| ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(30)準用(第3の一の3(30)②） |
| ⑤　事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の八の3の(30)準用(第3の一の3の(30)③） |
| 54虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | はい・いいえ |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 虐待の防止に関する事項について規定したものです。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。〇虐待の未然防止事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。〇虐待等の早期発見事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。〇虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第２条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。 |

 | 平11 老企25 第3の八の3の(18)準用（第3 の一の3の(31)） |  |
| ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第40条の２第１号） |  |
| 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平11 老企25 第3の八の3の(18)準用（第3 の一の3の(31)の①） |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することロ 虐待の防止のための指針の整備に関することハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関することニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |

 |  |  |
| ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第40条の2第2号） |  |
| 〔虐待の防止のための指針〕事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11 老企25 第3の八の3の(18)準用（第3 の一の3の(31)の②） |  |
| ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第40条の2第3号） |  |
| 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 |  | 平11 老企25 準用（第3 の一の3の(31)③） |  |
| ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第40条の2第4号） |  |
| 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  | 平11 老企25 第3の八の3の(18)準用（第3 の一の3(31)④） |  |
| （高齢者虐待の防止） | ⑤　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第5条第1項 |  |
| 【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |  | 高齢者虐待防止法第2条第4項、第5項 |  |
| ⑥　高齢者虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第7条第21条 |  |
| ⑦　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第20条 |  |
| 55入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 | 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ | 条例第153条の2平11厚令39第139条の2 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。なお、適用に当たっては、令和6年改正省令附則第4条において、３年間の経過措置を受けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされています。 |
| ※　本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものです。　　また、本委員会は定期的に開催することが必要ですが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましいものです。　　あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいです。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |
| ※　事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、本委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令と異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令と異なる委員会の名称を用いても差し支えありません。 |

 | 平12 老企43第4 の39 |  |
| 56会計の区分 | ①　事業所ごとに経理を区分するとともに、短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はい・いいえ | 条例第155条準用（第41条）平11厚令37第140条準用(第38条）平11老企25第3の八の3の(32)準用(第3の一の3(32)） | ・会計関係書類 |
|

|  |
| --- |
| ※　具体的な会計処理については、次の通知に基づき適切に行ってください。・　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」　　（平成13年3月28日 老振発第18号）・　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」 （平成24年3月29日 老高発第0329第1号）・　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」　　（平成12年3月10日 老計第8号） |

 |
| 57記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第154条第1項平11厚令37第139条の2第1項 | ・従業者名簿・履歴書等・設備台帳・備品台帳・会計関係書類 |
| ②　利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から２年間（苦情・事故については５年間）保存していますか。 | はい・いいえ | 条例第154条第2項平11厚令37第139条の2第2項【独自基準（市）】 | ・短期入所生活介護計画書・利用者個々の介護記録・緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録・市町村への通知に係る記録 |
| ア　短期入所生活介護計画イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録エ 市町村への通知に係る記録（項目37参照）オ　苦情の内容等の記録カ　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 |

 |  | 平11 老企 25第3の八の3(20) |  |
| 58共生型短期入所生活介護の基準 | 　短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（共生型短期入所生活介護）の事業を行う指定短期入所事業者の運営に関するについては、共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第169条第1項第3号平11厚令37第140条の14 |  |
| 59電磁的記録等 | ① 　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「受給資格等の確認」（居宅基準条例第11 条第1 項(第41 条の3、第46 条、第58 条、第62 条、第78 条、第88 条、第97 条、第112 条、第114条、第134 条、第145 条、第168 条(第181 条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248 条、第263 条、第265 条及び前条において準用する場合を含む。))及び「サービスの提供の記録」（第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第265条第1項 |  |
| 〔電磁的記録について〕指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。⑴ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。⑵ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法⑶ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。⑷ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平11 老企25第5 の1 |  |
| ② 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第265条第2項 |  |
| 〔電磁的方法について〕利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。⑴ 電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。⑵ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。⑶ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。⑷ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平11 老企25第5 の2 |  |
| 第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| 60介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 | ①　介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第109条第1項平18厚労令35第143条第1項 |  |
| ②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第109条第2項平18厚労令35第143条第2項 |  |
|  | ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第109条第3項平18厚労令35第143条第3項 |  |
|  |

|  |
| --- |
| ※　サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(1)① |  |
|  | ④　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第109条第4項平18厚労令35第143条第4項 |  |
|  |

|  |
| --- |
| ※　サービス提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(1)③ |  |
|  | ⑤　事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第109条第5項平18厚労令35第143条第5項 |  |
|  |

|  |
| --- |
| ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(1)② |  |
| 61介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針　 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第110条第1号平18厚労令35第144条第1号 |  |
| ②　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、上記①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第110条第2号平18厚労令35第144条第2号 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、４日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行ってください。 |

 | 平11老企25第四の三の６(2)① |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 |

 |  |  |
| ③介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第110条第3号平18厚労令35第144条第3号 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(2)② |  |
| ④　管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第110条第4,5号平18厚労令35第144条第4,5号 |  |
| ⑤　サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第110条第6号平18厚労令35第144条第6号 |  |
| ⑥　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第110条第7号平18厚労令35第144条第7号 |  |
| 62介護 | ①　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第111条第1項平18厚労令35第145条第1項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持・向上が図られるよう、適切な技術をもってサービス提供し、又は必要な支援を行ってください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(3)① |  |
| ②　１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第111条第2項平18厚労令35第145条第2項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施してください。なお、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(3)② |  |
| ③利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第111条第3項平18厚労令35第145条第3項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　排せつの介護は、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(3)③ |  |
| ④　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第111条第4項平18厚労令35第145条第4項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(3)④ |  |
| ⑤　上記①か④に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第111条第5項平18厚労令35第145条第5項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護予防短期入所生活介護サービスは、短期間の入所ではありますが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、１日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。 |

 | 平11老企25第四の三の6(3)⑤ |  |
| ⑥　常時１人以上の介護職員を介護に従事させていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第111条第6項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておいてください。なお、サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行ってください。 |

 | 平11老企25第四の三の8(3)⑥ |  |
| ⑦　利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | いない・いる | 予防条例第111条第7項平18厚労令35第145条第7項 |  |
| 63食事 | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第112条第1項平18厚労令35第146条第1項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としてください。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(4)の① |  |
|

|  |
| --- |
| ※　食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(4)の④ |  |
| ②　利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 | はい・いいえ | 予防条例第112条第2項平18厚労令35第146条第2項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしなければなりません。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(4)の② |  |
|

|  |
| --- |
| ※　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くても午後５時以降にしなければなりません。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(4)の③ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとられる必要があります。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(4)の⑤ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者に対して適切な栄養食事相談を行ってください。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(4)の⑥ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　食事内容について、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられる必要があります。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(4)の⑦ |  |
| 64機能訓練 | 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第113条平18厚労令35第147条 |  |
|  |

|  |
| --- |
| ※　機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供してください。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮してください。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(5) |  |
| 65健康管理 | 　事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第114条平18厚労令35第148条 |  |
| 66相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第115条平18厚労令35第149条 |  |
|  |

|  |
| --- |
| ※　常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ってください。 |

 | 平11老企25第四の三の6の(7) |  |
| 67その他のサービスの提供 | ①　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第116条第1項平18厚労令35第150条第1項 |  |
| ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | はい・いいえ | 予防条例第116条第2項平18厚労令35第150条第2項 |  |
| 第７　ユニット型短期入所生活介護の基本方針並びに設備・運営に関する基準（介護予防を含む） |  |
| ※　「第４」及び「第５」の★印が付いていない項目も点検してください。 |  |
| 68ユニット型短期入所生活介護の基本方針 | ユニット型短期入所生活介護の事業（ユニット型事業）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第157条平11厚令37第140条の3 | ・定款、寄付行為等・運営規定・パンフレット等 |
|

|  |
| --- |
| ※　ユニット型事業とは、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに、利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいいます。 |

 | 条例第156条平11厚令37第140条の2 |
|

|  |
| --- |
| ※　「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含みます。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の③ |
| 69防災関係 | ①　建物は耐火建築物になっていますか。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を２階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は､準耐火建築物とすることができます。 (例外規定あり。) | はい・いいえ | 条例第158条第1項平11厚令37第140条の4第1項 | ・建築確認書 |
|  | ②　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法その他の法令等に規定された設備）を設けていますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の六の2(3) |
| 70設備及び備品等 | ①　ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営していますか。 | はい・いいえ | 平11老企25第3の八の4の(3)の① | ・平面図・運営規程・指定申請・変更届写 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の④ |
| ②　ユニット型短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第3項平11厚令37第140条の4第3項 |
| 一 ユニット（併設施設と共用不可） |  |
| 二 浴室 |  |
| 三 医務室 |  |
| 四 調理室 |  |
| 五 洗濯室又は洗濯場 |  |
| 六 汚物処理室 |  |
| 七 介護材料室 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設及び当該ユニット型短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該短期入所生活介護事業所の利用者へのサービス提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができます。 |

 |
|

|  |
| --- |
| ※　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、併設本体施設の上記設備（ユニットを除く）をユニット型短期入所生活介護事業の用に供することができます。 |

 | 条例第158条第4項平11厚令37第140条の4第4項 |
| 71設備基準(1)ユニット | ①　1つの居室の定員は、１人となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号ア(ア)平11厚令37第140条の4第6項第1号イ(1) | ・平面図・運営規程・指定申請・変更届写 |
|

|  |
| --- |
| ※　夫婦で居室を利用する場合など、サービス提供上必要と認められる場合は、２人部屋とすることができます。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑥のイ |
|

|  |
| --- |
| ※　ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑤ |
| ②　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。また、１ユニットの利用定員は、、原則としておおむね10 人以下とし、15 人を超えないものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号ア(イ)平11厚令37第140条の4第6項第1号イ(２） |
|

|  |
| --- |
| ※　「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは次の３つをいいます。ａ　当該共同生活室に隣接している居室ｂ　当該共同生活室に隣接してはいないが、ａの居室と隣接している居室ｃ　その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のａ及びｂに該当する居室を除く。） |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑥ロ |
|

|  |
| --- |
| ※　敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が15人までのユニットも認めます。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑥のハ |
|

|  |
| --- |
| ※ 令和3 年4 月1 日以降、当分の間、利用定員が10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、基準条例第147 条第1 項第3 号及び第179 条第2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする（努力義務）。 |

 |  |
| ③　利用者１人当たりの居室床面積は、１０．６５平方メートル以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号ア(ウ)平11厚令37第140条の4第6項第1号イ(3) |
|

|  |
| --- |
| ※　ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えありません。 |

 |
| ④　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号ア(エ) |
|

|  |
| --- |
| ※　居室について　　　ユニット型事業所では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。ａ　ユニット型個室　　　床面積は、１０．６５平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。ｂ　ユニット型個室的多床室（ユニット型準個室）・　令和3年4月1日に現に存するユニット型指定短期入所生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3 年4 月1 日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、１０．６５平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）であるもの。・　この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。・　壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動ではないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。・　居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。・　居室への入り口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとは言えず、個室的多床室としては認められません。・　ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が上記ａの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑥のホ |
|

|  |
| --- |
| ※ 令和3 年4 月1 日現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3 年4 月1 日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室であって、基準改正前の規定の要件（ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない）を満たしている居室当については、なお、従前の例による。 |

 |  |  |
| (2) 共同生活室 | ①　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するよう、次の２つの要件を満たしていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号イ(ア）平11厚令37第140条の4第6項第1号ロ(1) |  |
| ア　他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっている。イ　当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されている。 |  | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑦のイ |
| ②　前記①の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号イ（イ）平11厚令37第140条の4第6項第1号ロ(2) |
|

|  |
| --- |
| ※（経過措置）　平成15年4月1日に既に存する短期入所生活介護事業所（その後増築又は改築された部分を除く。）であって、ユニット型の基準を満たすものについては、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とします。 |

 | 平15省令28号附則第3条 |
| ③　要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号イ（ウ）平11厚令37第140条の4第6項第1号ロ(3) |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましいです。 |

 | 平11老企25第3の八の4(3)⑦ロ |
| (3) 洗面設備 | ①　洗面設備は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号ウ（ア）平11厚令37第140条の4第6項第1号ハ(1) |  |
| ②　洗面設備は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号ウ（イ）平11厚令37第140条の4第6項第1号ハ(2) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の１か所に集中して設けるのではなく、２か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑧ |  |
| (4) 便所 | ①　便所は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号エ（ア）平11厚令37第140条の4第6項第1号ニ(1) |  |
| ②　便所は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第1号エ（イ）平11厚令37第140条の4第6項第1号ニ(2) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　便所は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の１か所に集中して設けるのではなく、２か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑨ |  |
| (5) 浴室 | 　浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第6項第2号平11厚令37第140条の4第6項第2号 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(3)の⑩ |  |
| 72その他の構造設備の基準 | ①　廊下の幅は、１．８メートル以上、中廊下の幅は、２．７メートル以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第7項第1号平11厚令37第140条の4第7項第1号平11老企25第3の八の4の(3)の⑪第3の八の2の(6) |  |
|

|  |
| --- |
| ※　廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。なお「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）として差し支えありません。 |

 |  |
| ②　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第7項第2号平11厚令37第140条の4第7項第2号 |  |
| ③　階段の傾斜を緩やかにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第158条第7項第3号平11厚令37第140条の4第7項第3号 |  |
|  |
| ④　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けていますか。（ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。） | はい・いいえ | 条例第158条第7項第5号平11厚令37第140条の4第7項第5号 |  |
| 73ユニット型介護予防短期入所生活介護の設備基準 |

|  |
| --- |
| ※　ユニット型介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型介護予防短期入所生活介護事業とユニット型短期入所生活介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、短期入所生活介護事業における設備に関する基準等を満たすことをもって、介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |

　 | 条例第158条第8項平18厚労令35第153条の8 |  |
| 74利用料の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第160条第1項平11厚令37第140条の6第1項平11老企25第3の八の4(4)　準用（第3の八の3の(3)） | ・サービス提供票、別表・領収証控・運営規程（利用料その 他の費用の確認）・説明文書・同意に関する文書 |
| ②　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。 | はい・いいえ | 条例第160条第2項平11厚令37第140条の6第2項 |
|

|  |
| --- |
| ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定短期入所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。ア　利用者に、当該事業が指定短期入所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護　保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定短期入所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。　ウ　会計が指定短期入所介護の事業の会計と区分されていること。 |

 | 平11老企25第3の一の3の(11)の② |
| ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 | いない・いる | 条例第160条第3項平11厚令37第140条の6第3項 |
| ア　食事の提供に要する費用イ　滞在に要する費用ウ　市長の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用エ　市長の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用オ　送迎に要する費用（市長が別に定める場合を除く。）カ　理美容代キ　上記ア～カに掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　上記キの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱ってください。 |

 | 平12老企54 |
| ④　上記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第160条第5項平11厚令37第140条の6第5項 |
|

|  |
| --- |
| ※　費用に係る同意については、文書によるものとします。 |

 |  |
| ⑤　短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めることにより、領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法第41条第8項 |
| ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | はい・いいえ | 施行規則第65条 |
|

|  |
| --- |
| ※　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。〔参考〕「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 |

 |
| 75短期入所生活介護の取扱方針 | ①　利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第1項平11厚令37第140条の7第1項 | ・利用者に関する記録・処遇に関する日誌・短期入所生活介護計画書・行事・日課予定表・身体拘束に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　サービス提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。　　なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当ではありません。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(5)の① |
| ②　各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第2項平11厚令37第140条の7第2項 |
|

|  |
| --- |
| ※　従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要です。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(5)の② |
| ③　利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第3項平11厚令37第140条の7第3項 |
| ④　利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第4項平11厚令37第140条の7第4項 |
| ⑤　従業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第5項平11厚令37第140条の7第5項 |
| ⑥　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行っていませんか。 | いない・いる | 条例第161条第6項平11厚令37第140条の7第6項 |
|

|  |
| --- |
| ※　身体拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです。ア　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。カ　車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。コ　行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。サ　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |

 | 平13老発155(身体拘束ゼロへの手引き) |
| ⑦　緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第7項平11厚令37第140条の7第7項平11老企25第3の八の3の(4)の③条例第154条第2項平11厚令37第139条の2第2項【独自基準（市）】 |
|

|  |
| --- |
| ※　当該記録は、５年間保存しなければなりません。 |

 |
| ⑧　緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。  | はい・いいえ | 平13老発155の6 |
| ⑨　「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 平13老発155の2及び3 |
| ⑩　上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。

|  |
| --- |
| ①　拘束の三要件（切迫性、非代替性、一時性）の全てが満たされているか。②　拘束期間の「解除予定日」が定められているか。③　説明書(基準に定められた身体拘束の記録)は拘束開始日より前に作成されているか。 |

 | はい・いいえ |  |
| ⑨　管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。 | はい・いいえ | 平13老発155の3及び5 |
|

|  |
| --- |
| ※　身体的拘束は、入所者の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など、やむなく緊急かつ一時的に行われるものです。市では身体的拘束は、本人の人権の制限という面があるため、説明書の説明・同意については、原則として事前又は開始時に家族等の了解を得るよう指導しています。このため、拘束を開始する際、電話等で家族等に連絡が取れない場合は、連絡を試みた旨について、説明書上等に記録するようにしてください。 |

 |  |
| ⑩　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第8項第1号平11厚令37第140条の７第8項第1号 |
|

|  |
| --- |
| 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(5)の④ |
|

|  |
| --- |
| 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| 指定短期入所生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。　　具体的には、次のようなことを想定している。イ　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。ロ　介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。ハ　身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。ニ　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。ホ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。へ　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 |

 |  |
| ⑪　身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第8項第2号平11厚令37第140条の7第8項第2号 |
|

|  |
| --- |
| ⑤　指定短期入所生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。イ　事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方ロ　身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ハ　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針ニ　事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針ホ　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針へ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針ト　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |

 | 平11老企25第3の八の3の(5)の⑤ |
| ⑫　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第8項第3号平11厚令37第140条の7第8項第3号 |
|

|  |
| --- |
| 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定短期入所生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものです。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定短期入所生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(5)の⑥ |
| ⑩　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第161条第9項平11厚令37第140条の7第8項 |
| 76介護 | ①　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第162条第1項平11厚令37第140条の8第1項 | ・短期入所生活介護計画書・利用者台帳・入浴に関する記録・利用者に関する記録・勤務体制表・勤務に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　自律的な日常生活を営むこと支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとならないよう留意してください。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(6)の① |
| ②　利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第162条第2項平11厚令37第140条の8第2項 |
|

|  |
| --- |
| ※　「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(6)の② |
| ③　利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。（ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。） | はい・いいえ | 条例第162条第3項平11厚令37第140条の8第3項 |
|

|  |
| --- |
| ※　入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」行うとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(6)の③ |
| ④　介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次のような事項を実施していますか。 | はい・いいえ |  |
| ア　利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間をなくしている。 |  |  |
| イ　事故などが発生した場合に備え、複数の職員が配置され、事故対応中にも、他の入浴者への見守りについて連携する体制を確保している。 |  |  |
| ウ　施設ごとの処遇方法を職員に理解させるためにマニュアルを整備し、定期的に職員に周知している。 |  |  |
| エ　機械浴の操作方法について、担当職員がその操作方法を十分に理解しているか確認している。 |  |  |
| オ　新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施している。 |  |  |
| 【入浴中の事故の例】ア　職員が１人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入所者が頭から転落した。イ　職員３人で利用者４人を入浴介助中、利用者１人が怪我をしたため、職員２人が浴室を離れた。その間、職員１人で利用者３人を介助・見守りしていた。職員が利用者１人の体を洗っているとき、浴槽内の利用者が溺れた。 |  |  |
| ウ　職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽内の水位が上がり、利用者が溺れた。エ　職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、利用者が座位を保てないこと、リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあることを知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。 |  |  |
| ⑤　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第162条第4項平11厚令37第140条の8第4項 |
| ⑥　おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。 | はい・いいえ | 条例第162条第5項平11厚令37第140条の8第5項 |
| ⑦　上記①～⑤に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第162条第6項平11厚令37第140条の8第6項 |
| ⑧　常時１人以上の介護職員を介護に従事させていますか。 | はい・いいえ | 条例第162条第7項平11厚令37第140条の8第7項 |
| ⑨　利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | いない・いる | 条例第162条第8項平11厚令37第140条の8第8項 |
| 77食事 | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第163条第1項平11厚令37第140条の9第1項 | ・献立表・嗜好に関する調査・残食(菜)の記録・業者委託の場合契約書・検食に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄誉管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の① |
|

|  |
| --- |
| ※　食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。 |

 | 平11老企25第3の八の3(7)④ |
| ②　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第163条第2項平11厚令37第140条の9第2項 |
| ③　利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう十分な時間を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第163条第3項平11厚令37第140条の9第1項 |
|

|  |
| --- |
| ※　食事は、事業者側の都合で急かすことなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。 |

 | 平11老企25第3の八の4(7)① |
| ④　利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第163条第4項平11厚令37第140条の9第4項 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければなりません。 その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意してください。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(7)の② |
|

|  |
| --- |
| ※　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の② |
|

|  |
| --- |
| ※　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くとも午後５時以降としてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の③ |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとってください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の⑤ |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者に対して適切な栄養食事相談を行ってください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の⑥ |
|

|  |
| --- |
| ※　食事内容について、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられようにしてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(7)の⑦ |
| 78その他のサービスの提供 | ①　利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。 | はい・いいえ | 条例第164条第1項平11厚令37第140条の10平11老企25第3の八の4の(8)の① | ・事業計画（報告）書・現場確認・設備台帳等・利用者に関する文書 |
|

|  |
| --- |
| ※　利用者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものです。 |

 |  |
| ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第164条第2項平11厚令37第140条の10 |
|

|  |
| --- |
| ※　ユニット型事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければなりません。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(8)の② |
| 79運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第165条平11厚令37第140条の11 | ・運営規程・指定申請、変更届写 |
| ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務の内容ウ　利用定員エ　ユニットの数及びユニットごとの利用定員オ　短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額カ　通常の送迎の実施地域キ　サービス利用に当たっての留意事項ク　緊急時等における対応方法ケ　非常災害対策コ 個人情報の取扱いサ 虐待の防止のための措置に関する事項シ その他運営に関する重要事項 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |

 | 平11老企25準用（第3の一の3の(19)の①） |
|

|  |
| --- |
| ※　ウの「利用定員」は、短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。 |

 | 平11老企25第3の八の3の(13) |
|

|  |
| --- |
| ※　オの「短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指します。　　「利用料」は、法定代理受領サービスである短期入所生活介護に係る利用料（１割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない短期入所生活介護の利用料を、｢その他の費用の額」は、条例第208条第3項の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 |

 | 平11老企25第3の八の4の(9)の① |
|

|  |
| --- |
| ※　カの「通常の送迎の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指します。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　ケの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ サの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。※ 令和6 月3 月31 日までは努力義務（令和6 年4 月1 日より義務化） |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ シの「その他運営に関する重要事項」は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 |

 |  |  |
| 80勤務体制の確保 | 1. 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、ユニット型事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。
 | はい・いいえ | 条例第166条第1項平11厚令37第140条の11の2第1項 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表・業務委託契約書・研修受講修了証明書・研修計画・出張命令・研修会資料 |
| 1. 上記①の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。

ア　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置している。イ　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置している。ウ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置している。 | はい・いいえ | 条例第166条第2項平11厚令37第140条の11の2第2項 |
|  |  |
|  |
|  |
|

|  |
| --- |
| ※ ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に２名以上配置する（ただし２ユニット以下の施設の場合には、１名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとします。この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えありません。ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下⑽において「ユニット型事業所」という。）とユニット型の指定介護老人福祉施設等（以下⑽において「ユニット型施設」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに２名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設（併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか１施設に限る。）を一体のものとみなして、合計２名以上の研修受講者が配置されていればよいこととします（ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が２ユニット以下のときには、１名でよいこととする。）。 |

 | 平11 老企25第3の八の4の(10)の① |
|

|  |
| --- |
| ※ 令和３年４月１日以降に、入居定員が10 を超えるユニットを整備する場合においては、令和３年改正省令附則第６条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後10 時から翌日の午前５時までを含めた連続する16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。イ 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置ユニットごとに常時１人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する８時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の１日の勤務時間数の合計を８で除して得た数が、入居者の数が10 を超えて１を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。ロ 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置２ユニットごとに１人の配置に加えて、当該２ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の１日の勤務時間数の合計を16 で除して得た数が、入居者の合計数が20 を超えて２又はその端数を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。なお、基準条例第179 条第２項第１号及び第２号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。 |

 | 平11 老企25第3の八の4の(10)の② |
| 1. ユニット型事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービス提供を行っていますか。
 | はい・いいえ | 条例第166条第3項平11厚令37第140条の11の2第3項 |
|

|  |
| --- |
| ※　調理、洗濯等の利用者に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。 |

 |
| 1. 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。
 | はい・いいえ | 条例第166条第4項平11厚令37第140条の11の2第4項 |
|

|  |
| --- |
| ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。また、その際、事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8 条第2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 |

 | 平11 老企25準用（第3 の二の3の(6)の③） |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第３項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第５条において、3 年間の経過措置を設けており、令和6 年3 月31 日までの間は、努力義務とされている。事業者は、令和6 年3 月31 日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和6 年3 月31日までは努力義務で差し支えない）。 |

 |  |  |
| 1. 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。
 | はい・いいえ | 条例第166条第6項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。ａ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。ロ 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html）加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 |

 | 平11 老企25準用（第3 の一の3の(21)の④） |  |
| 81定員の遵守 | ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超える数以上の利用者に対して同時に短期入所生活介護を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでありません。） | いない・いる | 条例第167条平11厚令37第140条の12 | ・利用者名簿・運営規程 |
| 第８　その他 |  |
| 82介護サービス情報の公表 | 　長野県へ基本情報と運営情報を報告するともに見直しを行っていますか。 | はい・いいえ | 法第115条の35第1項施行規則第140条の44 |  |
| 83法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。届け出ている内容を以下に記載してください。　届出年月日〔　　　　年　　月　　日〕　法令遵守責任者　氏名〔　　　　　　　　　　　　〕　届出先　〔　松本市　　・　長野県　　・　厚労省　・ その他（　　　　　　　　　　）〕 | 届出あり・届出なし不明 | 法第115条の32第2項施行規則第140条の39 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　全ての事業所が松本市内にある場合、届出先は松本市になります。それ以外の場合は、松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について】で届出区分をご確認ください。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合は、速やかに届出を行ってください。※　法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合は新たに届出を行ってください。 |

 |  |  |
| 【事業者が整備等する業務管理体制の内容】 |  |  |  |
| ◎事業所の数が２０未満・　整備届出事項：法令遵守責任者・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 | □ |
| ◎事業所の数が２０以上１００未満・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 | □ |
| ◎事業所の数が１００以上・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 | □ |
| ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。 | はい・いいえ |  |  |
| ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | はい・いいえ |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　行っている具体的な取組（例）のアからオを○で囲むとともに、オについては、その内容を記入してください |

ア　介護報酬の請求等のチェックを実施イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っているウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っているエ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施しているオ　法令遵守規程を整備しているカ　その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |  |  |  |
| ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | はい・いいえ |  |  |
| **☆　以降は、項目82①で、届出先が松本市である事業所のみご回答ください。** |
| ⑤　貴事業所（併設の施設等を含む）には、上記法令遵守責任者が出勤し、常駐していますか。 | はい・いいえ |  |  |
| **→　⑤が「はい」に該当した場合、上記法令遵守責任者が「業務管理体制自己点検表」を記入・作成し、本自己点検表等と合わせて実地指導までに、ご提出ください。****※　業務管理体制自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について→業務管理体制一般検査について→業務管理体制自己点検表】に掲載されています。****※　今年度、併設事業所等の実地指導の際に、既にご提出いただいている場合は、提出不要です。****→　⑤が「いいえ」に該当した場合、上記法令遵守責任者が常駐している事業所等の情報を記載してください。****該当事業所名　 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】****該当事業所住所　 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】****当該事業所連絡先　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】** |

|  |  |
| --- | --- |
| 各種委員会、研修、訓練等開催一覧 | 【短期入所生活介護】 |
|  |  | 　 |
| 基準項目 | 　 |
| 身体拘束廃止 | 指針の整備 | あり・なし |
| 委員会の開催日（直近４回分を記載） |  |  |  |  |
| 研修実施日（直近２回分を記載） |  |  |
| 業務継続計画 | 計画の策定 | あり・なし |
| 研修実施日（直近1回分を記載） |  |
| 訓練実施日（直近1回分を記載） |  |
| 感染対策 | 指針の整備 | あり・なし |
| 委員会開催日（直近2回分を記載） |  |  |
| 研修実施日（直近1回分を記載） |  |
| 訓練実施日（直近1回分を記載） |  |
| 虐待防止 | 指針の整備 | あり・なし |
| 委員会開催日 |  |
| 研修実施日（直近1回分を記載） |  |
| 担当者氏名 |  |